

西尾市企業見本市等 出展支援事業補助金

展示会へ出展をお考えの皆さんへ!!

対象事業

取引先及び事業提携先の開拓を目的
に製品、技術等を紹介する展示会、
見本市、博覧会などに出店する事業

対象事業費

小間料、小間装飾費

最大
30万円

受付期間

6月28日(金)まで

申請

審査

交付

※出展前日までの申請が必要です

補助率

対象事業費の2分の1

全業種対象

オンライン対象

小規模事業者優遇

お問い合わせ

西尾市産業部 商工振興課

TEL 0563-65-2158

詳細は裏面へ

※補助金の交付を受けるには、**展示会の出展日前日までの交付申請が必要**となります。

補助対象となる事業

取引先及び事業提携先の開拓を目的に製品、技術等を紹介する展示会、見本市、博覧会などに出席する事業。ただし、以下の展示会等の場合は除きます。

- ・ その場で小売することを主な目的としたもの
- ・ 見本市等の主催者が広く一般に出展を募集していないもの
- ・ 募集時の出展小間数が50未満のもの
- ・ 市が主催、又は共催しているもの

補助対象となる事業者

以下の①から③の全ての要件を満たすもの。

- ① 西尾市内に本店又は主な事業所を、個人事業者にあつては住所を市内に有していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

補助対象となる事業費（消費税は含まれません）

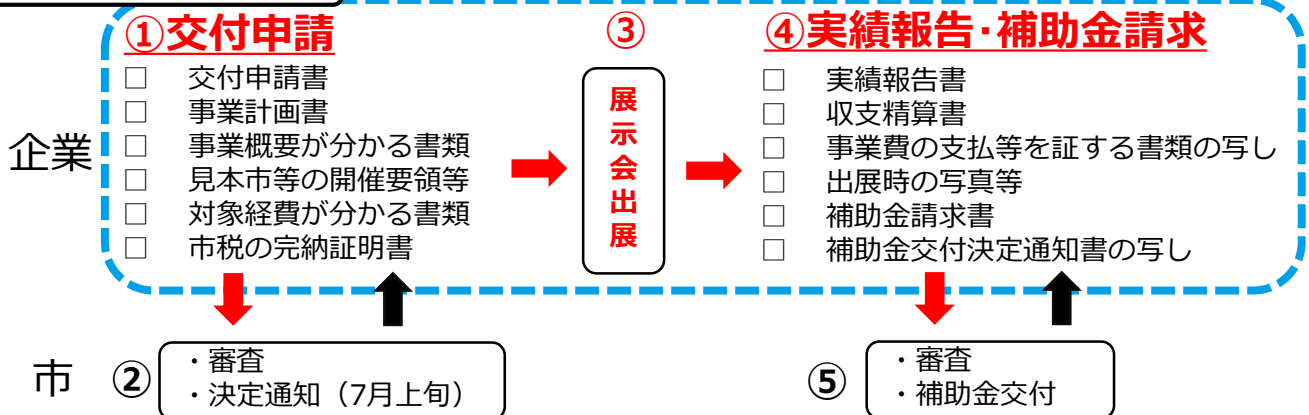
- ・ 出展料
- ・ 小間装飾費（オンライン展示会は除く）

補助事業者の決定方法

令和6年6月28日までに交付申請書を提出した者のうち、下記のポイントの合計数が多い申請者を優先して決定します。

- ① 過去に、西尾市企業見本市等出展支援事業補助金(以下補助金)の交付決定を受けていない 5ポイント
- ② 過去3年度以内に補助金の交付決定を受けていない（①を除く） 3ポイント
- ③ 過去1年度以内に補助金の交付決定を受けていない（①、②を除く） 1ポイント
- ④ 前年度に補助金の不交付決定を受けたもの 1ポイント
- ⑤ 中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者である 2ポイント
- ⑥ 出展を希望する見本市等の前年の出展企業の数(P) $P/10,000$ ポイント

申請から交付までの流れ



申請書類様式等は、西尾市HPからダウンロードできます。

西尾市 企業見本市

